

## 東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザル募集要領

一宮市上下水道部では、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行います。参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ提出してください。

### 1 業務委託概要

#### (1) 業務名称

東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）

#### (2) 業務対象施設

- ① 東部浄化センター
- ② 西部浄化センター
- ③ 中継ポンプ場、雨水貯留槽、マンホールポンプ、ろ過スクリーン等市内 39 箇所

#### (3) 本業務委託の内容

- ① 東部浄化センター等の運転監視操作業務
- ② 東部浄化センター等の保守点検業務
- ③ 水質測定業務
- ④ 定期整備業務
- ⑤ 環境整備業務
- ⑥ 故障対応業務
- ⑦ 修繕業務
- ⑧ 各種工業薬品・物品等の調達及び管理業務
- ⑨ 廃棄物搬出配車業務
- ⑩ 業務対象施設間の廃棄物の収集運搬業務
- ⑪ その他①から⑩に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

本業務委託の詳細内容については、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託一般仕様書及び特記仕様書のとおりとします。

#### (4) 委託期間

委託期間は、本業務委託の契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。但し、契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

#### (5) 本業務委託に係る提案見積限度額

(総額)

1,077,189,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）

(年度別提案見積限度額)

令和 4 年度 359,063,000 円（消費税等を除く。）

令和 5 年度 359,063,000 円（消費税等を除く。）

令和 6 年度 359,063,000 円（消費税等を除く。）

この金額は、契約金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとします。

#### (6) 提案見積書及び見積内訳書

提案見積金額は、本業務委託全体に要する費用の総額（消費税等を除く。）で記入してください。

### 2 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録（国土交通省）業者であること。
- (6) 流動焼却炉を有する合流式下水道処理施設（公称能力20,000 m<sup>3</sup>/日以上）で直近10年以内に3年間以上の単独企業として実務実績があること。
- (7) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - ア 資本関係
    - ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
    - ② 親会社を同じとする子会社の関係。
  - イ 人的関係
    - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。

### 3 実施方法

#### (1) 評価検討会の設置及び選定

プロポーザルにおける審査及び受託候補事業者を選定するため、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）を設置します。

評価検討会は、プロポーザル参加申込書や業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い者を受託候補事業者として選定します。

(2) 実施日時

プロポーザルによる受託候補事業者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	実施日及び期間
1	プロポーザル参加募集の公告	令和3年6月 7日 (月)
2	プロポーザル参加申込書の提出期限	令和3年6月14日 (月)
3	第1回事業者選定評価検討会 (参加資格審査等)	令和3年6月18日 (金)
4	プロポーザル参加資格審査結果通知	令和3年6月22日 (火)
5	提案書等の作成に必要な資料閲覧並びに質問書 受付期間 (資料閲覧はプロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日)	令和3年6月25日 (金) から 令和3年7月 5日 (月)
6	質問書の回答期限	令和3年7月16日 (金)
7	提案書等の提出期間	令和3年7月20日 (火) から 令和3年7月26日 (月) まで
8	プレゼンテーション及びヒアリング開催通知	令和3年8月10日 (火)
9	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒア リングの実施	令和3年8月25日 (水) (予備日 令和3年8月26日 (木))
10	第2回事業者選定評価検討会 (審査、受託候補事業者の選定)	令和3年8月25日 (水) (予備日 令和3年8月26日 (木))
11	受託候補事業者の決定	令和3年9月上旬
12	受託候補事業者選定結果通知書又は受託候補事 業者非選定結果通知書の送付	令和3年9月上旬
13	契約内容に関する詳細打合せ	令和3年10～11月
14	契約締結	令和3年12月中旬
15	本業務準備期間	契約締結日から 令和4年3月31日 (木)
16	本業務開始	令和4年4月 1日 (金)

4 参加申込み手続き等

(1) プロポーザル参加申込書の交付は、一宮市公式ウェブサイト>事業者向け情報>企画提案からダウンロードしてください。

ID: 1040642

(2) 参加申込事業者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)(以下「参加申込書」という。)に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

なお、審査結果は、評価検討会によって参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書で通知します。

(3) 提出書類

参加申込事業者は、参加申込書の提出期限までに、次の書類を添付して一宮市水道事業等管理者(以下「管理者」という。)に提出してください。

① 会社概要書(様式第2号)

・履歴事項全部証明書 ※法務局で、令和3年1月4日以降に発行されたもの

- ・パンフレット等がある場合は、添付する。
- ② 賠償保険等の加入状況に係る書類  
不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険の加入状況について確認できるもの  
・加入中である保険証書の写し
- ③ 類似業務受託実績表（様式第 3 号）及び 2 参加資格要件（5）に規定する同種又は類似の業務実績を証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を 1 件記入する。）
- ④ 下水道処理施設維持管理業者登録規定による直近の現況報告書〔様式第 10 号（第 7 条関係）〕（各地方整備局の受領印のあるもの）の写し
- ⑤ 仕様書で求める有資格者数がわかる書類

(4) 提出期間

令和 3 年 6 月 7 日（月）から令和 3 年 6 月 14 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、一宮市の休日に関する条例に規定する本市休日を除く。

(5) 提出先

〒491-0837 一宮市多加木 5 丁目 32-53 一宮市東部浄化センター  
一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当

(6) 提出方法は、参加申込事業者による持参とします。

(7) 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第 13 号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

5 資料の閲覧

資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、提案書等の作成に必要な資料の閲覧を実施します。なお、指定日時以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断します。但し、資料の持ち出しは認めず、閲覧において知り得た情報を他に漏らしてはなりません。

(1) 実施日時 プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日時

(2) 参加人数 各参加事業者 4 名以内

6 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

令和 3 年 7 月 20 日（火）から令和 3 年 7 月 26 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、一宮市の休日に関する条例に規定する本市休日を除く。

(2) 提出先

〒491-0837 一宮市多加木 5 丁目 32-53 一宮市東部浄化センター  
一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とします。

(4) 提出部数

- ① 業務提案書正本（様式第 7-1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ② 業務提案書副本（様式第 7-2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ③ 提案見積書（様式第 8-1 号）、見積内訳書（様式第 8-2 号）・・・・・・・・ 各 1 部
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号）・・・・・・ 1 部
- ⑤ 電子媒体による業務提案書正本（様式第 7-1 号）を記録した CD-R・・・・・・ 1 枚
- ⑥ 業務提案書（プレゼンテーション及びヒアリング用）・・・・・・・・・・・・・・ 8 部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書には、次に定める提出書類及び業務提案に関する書類を添付してください。

- ① 会社概要書（様式第 2 号）
- ② 配置予定総括責任者及び副総括責任者の業務経歴（様式第 4-1 号）、在籍証明書（様式第 4-2 号）（業務提案書副本（様式第 7-2 号）に添付する在籍証明書（様式第 4-2 号）はコピー可とする。）
- ③ 業務体制及び業務執行計画
- ④ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方
- ⑤ 運転管理業務（管理目標・達成目標・管理方法）に対する考え方
- ⑥ 保守点検業務に対する考え方
- ⑦ 環境整備業務に対する考え方
- ⑧ 故障対応業務に対する考え方
- ⑨ 修繕業務に対する考え方
- ⑩ 各種工業薬品・物品等の調達及び管理業務に対する考え方
- ⑪ エネルギー管理に対する考え方
- ⑫ 災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方
- ⑬ 業務全体についてのその他の提案

(6) 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書（正本）の表紙には様式第 7-1 号、業務提案書（副本）の表紙には様式第 7-2 号を使用し、受付番号、提案事業者名、提出日を記載し、正・副各本とも最初に目次を付け、以降各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出してください。
- ② 業務提案書の作成にあたっては、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法を使用し、日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴りで、原則、両面印刷の書類とするが、必要に応じ A3 版横置き片面印刷も可とし、とじ込み折りの上、正本 1 部、副本 1 部、プレゼンテーション及びヒアリング用 8 部を提出してください。
- ③ 紙媒体での提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。電子媒体での提出は CD-R に業務提案書（正本）を PDF ファイル形式で記録したものを 1 枚作成のうえ提出すること。

(7) 注意事項

業務提案書の内容に見積金額は記載しないでください。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第 8-1 号）及び見積内訳書（様式第 8-2 号）は、業務提案書とは別の封筒に入れ、封かんの上、1 部提出してください。

(9) その他

- ① 提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。
- ② 提出された提案書等は返却しません。

7 提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、提案書等の作成に係る質問書（様式第 6-1 号）により質問内容を電子メール（メールアドレス：shisetsuhozen@city.ichinomiya.lg.jp）で提出してください。
- (2) 質問受付期間については、プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載するものとします。質問に対する回答は、全ての参加事業者に対して電子メールにより行い、電話及び口頭による個別の対応は行いません。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、評価検討会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書（様式第 9 号）により通知します。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、各参加事業者 40 分以内とします。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを 20 分程度行います。

(3) 実施方法

- ① 自由形式とし、希望する参加事業者は、プロジェクター等の電子機器を用いて行うことができます。但し、スクリーン以外のプレゼンテーションに使用する機器等は、すべて参加事業者において用意してください。
- ② 提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
- ③ 出席人数は、提案書等の内容を熟知している 6 名以内とします。また、業務内容に関するプレゼンテーションは、本業務委託に配置予定の業務責任者が行うものとします。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号）で業務提案書提出時に担当者に 1 部届出をしてください。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、参加申込時の受付番号の順とします。

9 選定結果の通知

- (1) 受託候補事業者の選定結果は、令和 3 年 9 月上旬に参加事業者へ文書で通知を予定しています。当該通知予定日に変更がある場合は、一宮市上下水道部から参加事業者に対し、別途通知を行うものとします。なお、電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 受託候補事業者に決定した参加事業者には、受託候補事業者選定結果通知書（様式第 11 号）を送付します。
- (3) 受託候補事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）には、受託候補事業者非選定結果通知書（様式第 12 号）（以下「結果通知書」という。）を送付します。
- (4) 非選定事業者は、結果通知書発送日以後 5 日以内（土曜日・日曜日を除く。）に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができます。説明を求める場合は、説明要求書（任意様式）を一宮市上下水道部施設保全課に提出してください。但し、参加事業者の評価基準総合点に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求には応じないものとします。

10 企画・提案に不適合及び疑義がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等が不適合であることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を評価検討会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者に、不適合事項についてのヒアリングを行う場合もあります。

その不適合事項が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

また、参加事業者の提出書類、参加資格等に疑義が生じた場合、確認のため委託先事業者等に直接問い合わせを行います。

11 参加事業者は、プロポーザルの参加により、本要領等を遵守することを誓約したものとみなします。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、上記 10 に準じて取り扱うこととします。

12 本業務委託に係る契約の条件等については、提案書等の内容を基本として、管理者と受託候補事業者との協議により定められるため、提案書等は確実に実現できる範囲で記載すること。

13 管理者が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止又は延期等することがあります。

14 本要領に定める事項以外に、プロポーザルの実施にあたり必要な事項が生じた場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知前においては、一宮市公式ウェブサイト>事業者向け情報>企画提案を通じて、またプロポーザル参加資格審査結果通知後においては、参加事業者に書面で通知することとします。

15 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び提出先

〒491-0837 一宮市多加木5丁目32-53 一宮市東部浄化センター

一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当

(2) 電話番号 0586-73-5486

(3) 電子メール shisetsuhozen@city.ichinomiya.lg.jp

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、本業務委託の契約を締結した日をもって廃止とする。